

# 淡路広域水道企業団行政不服審査法の施行に関する条例

平成 28 年 3 月 29 日  
条 例 第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき設置する、淡路広域水道企業団行政不服審査会の組織及び運営その他関係法律の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 法に基づく審査請求がされたとき（法第 43 条第 1 項の規定により第三者機関に諮問しなければならない場合に限る。）は、法第 81 条第 2 項の機関として、淡路広域水道企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、その審査請求に係る調査審議が終了したときは、解散するものとする。

(所掌事項)

**第 3 条** 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織及び委員)

**第 4 条** 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条第 2 項の規定による解散の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

**第 5 条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

**第 7 条** 委員は、諮問を受けた事件が、自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることはできない。

(関係人の出席)

**第 8 条** 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、

又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(手数料)

**第10条** 法第38条第1項（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付に係る手数料（以下「交付手数料」という。）の金額は、別表のとおりとする。

2 交付手数料は、交付を受けるときまでに納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、法第9条第1項本文に規定する審理員又は審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表（第10条関係）

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	複写機による写し (単色刷り)	1枚につき20円
	複写機による写し (多色刷り)	1枚につき100円

(備考)

1 提出書類等又は主張書面等（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。